

クラウドファンディング活用による観光交流拠点整備事業出資金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人山口県観光連盟（以下「観光連盟」という。）が実施する、クラウドファンディング活用による観光交流拠点整備事業に係る出資金（以下「出資金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(活用事業者)

第2条 出資金の交付対象者は、投資型又は購入型クラウドファンディングの仕組みを利用して整備費用を調達する事業者のうち、活用事業者として観光連盟が決定した者（以下「活用事業者」という。）とする。

(活用事業等)

第3条 出資内容、出資金額、出資対象経費は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 出資金の交付を受けようとする者は、出資金交付申請書（様式第1号）及び添付書類を事業開始の前までに観光連盟に提出しなければならない。

2 前項の出資金の交付の申請をするに当たって、当該出資金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（出資対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に出資率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定)

第5条 観光連盟は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、出資金の交付決定を行い、交付申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第6条 活用事業者は、出資事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ出資金に係る出資事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書（様式第2号）を観光連盟に提出し、その承認を受けなければならない。

2 観光連盟は、前項の変更承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、変更の承認を行い、当該活用事業者に通知するものとする。この場合において、観光連盟は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することがある。

(中止又は廃止)

第7条 活用事業者は、出資事業の中止又は廃止をしようとするときは、速やかに出資金に係る出資事業の中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を観光連盟に提出し、その承認を受けなければならない。

2 観光連盟は、前項の承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、中止又は廃止の承認を行い、当該活用事業者に通知するものとする。この場合において、観光連盟は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することがある。

(状況報告)

第8条 観光連盟は、必要に応じて、出資事業の遂行状況について、出資金に係る出資事業遂行状況報告書(様式第4号)を別に定める期日までに活用事業者に提出させることができる。

(実績報告)

第9条 活用事業者は、出資日から6か月以内に出資事業に着手し、出資日から1年以内に出資事業を完了しなければならない。

2 出資事業が完了したとき(出資事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から10日以内に、出資金に係る出資事業実績報告書(様式第5号)に關係書類を添えて、観光連盟に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 観光連盟は、活用事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出資金の交付決定を取り消し、又は既に交付している出資金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(1) 法令、この要綱又はこれらに基づく観光連盟の指示に違反したとき

(2) 出資金を交付対象事業等以外の用途に使用した場合

(3) 出資対象事業等に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合

(4) 出資の決定の後生じた事情の変更等により、交付対象事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 観光連盟は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する出資金が交付されているときは、期限を付して当該出資金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 観光連盟は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利14.5パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 前2項の規定による返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、観光連盟は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る14.5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う出資金の返還)

第11条 活用事業者は、第5条の規定に基づく出資対象事業に係る出資金決定後に、消費税及び地方消費税の申告により出資金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、報告書(様式第6号)により、観光連盟に速やかに報告しなければならない。

2 観光連盟は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還については、前条第4項の規定を準用する。

(出資金の請求)

第12条 活用事業者は、出資金の支払いを受けようとする場合は、出資金支払請求書(様式第7号)を観光連盟に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第13条 活用事業者は、出資対象経費により取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、出資事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、出資金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 活用事業者は、財産取得等について取得財産等管理台帳(様式第8号)を備え、管理しなければならない。

3 観光連盟は、活用事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を観光連盟に納付させることができる。

(財産の処分)

第14条 活用事業者は、取得財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、出資事業の完了後においても観光連盟の承認を受けずに出資金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

2 活用事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第9号)を観光連盟に提出しなければならない。

(出資金の経理)

第15条 活用事業者は、出資事業に要する経費について、他の経理と区分して、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに出資事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

(配当期間中の出資事業の報告)

第16条 投資型クラウドファンディングの仕組みを利用した活用事業者は、配当期

間中、6か月に1回、出資事業実施報告書（様式第10号）を観光連盟に提出しなければならない。

（出資金の経理）

第17条 投資型クラウドファンディングの仕組みを利用した活用事業者は、配当期間が終了した時には、出資事業完了報告書（様式第11号）を観光連盟に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年9月27日から施行する。

この要綱は、平成30年5月11日から施行する。

別 表

●クラウドファンディング活用による観光交流拠点整備事業

出資内容	クラウドファンディングを活用し、募集目標金額の2分の1以上の投資を獲得した場合に、目標金額と獲得額の差額を出資
出資金額	①投資型クラウドファンディングの仕組みを利用する場合 上限5,000千円 下限500千円 ②購入型クラウドファンディングの仕組みを利用する場合 上限1,000千円 下限300千円
出資対象経費	観光交流拠点等の整備 ※ 拠点に付随する工作物・設備の整備も含む。

※その他詳細な条件については、「クラウドファンディング活用による観光交流拠点整備事業募集要項」で別途定めるところによる。